

京都市告示第108号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年4月30日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
山科安朱経 8号線	山科区安朱馬場ノ西町28番地の3地先 から 同町30番地の6地先まで	旧	メートル 39.80	メートル 5.89 ~ 8.03
		新	39.80	5.89 ~ 8.03
山科安朱経 20号線	山科区安朱馬場ノ西町30番地の6地先 から 同町29番地の1地先まで	旧	45.40	3.27 ~ 5.18
		新	45.40	3.27 ~ 6.11
山科安朱緯 12号線	山科区安朱馬場ノ西町30番地の6地先 内	旧	37.50	4.88 ~ 4.93
		新	36.70	4.88 ~ 8.00
榎原緯34号 線	西京区榎原久保町35番地の1地先から 同町19番地の2地先まで	旧	13.30	5.00 ~ 5.02
		新	13.30	5.00 ~ 5.02
松尾御陵経 23号線	西京区御陵南荒木町20番地の13地先か ら 同町21番地の6地先まで	旧	30.40	1.82 ~ 1.83
		新	42.60	1.82 ~ 6.61
大枝3号線	西京区大枝塚原町5番地の331地先から 同町5番地の368地先まで	旧	49.30	3.64 ~ 4.00
		新	49.30	6.00 ~ 6.28

大枝9号線	西京区大枝塚原町5番地の373地先から	旧	31.90	3.64 ~ 4.15
	同町5番地の368地先まで	新	31.90	6.00 ~ 6.01
小栗栖経34号線	伏見区小栗栖中山田町44番地の8地先から	旧	18.10	4.69 ~ 5.86
	同町40番地地先まで	新	18.10	6.00 ~ 10.78
小栗栖経39号線	伏見区小栗栖中山田町44番地の7地先から	旧	11.70	6.31 ~ 6.36
	同町44番地の8地先まで	新	11.70	6.32 ~ 6.36
淀8号線	伏見区淀木津町190番地の12地先内	旧	1.30	3.85
		新	4.20	3.85 ~ 4.90
淀25号線	伏見区淀木津町140番地の8地先から	旧	43.00	4.00 ~ 9.10
	同町141番地5地先まで	新	43.00	6.01 ~ 9.10
淀169号線	伏見区淀木津町140番地の13地先から	旧	37.00	6.01 ~ 9.01
	同町140番地の15地先まで	新	36.50	6.01 ~ 9.60

(建設局土木管理部道路明示課)